

転校の手続きについて（転出）

転校（転出）の手続きは下記ようになります。

引越しをされる時、給与された教科書は必ずすべて持って行ってください。転出先の学校が同じ教科書を使用していた場合は再給付されません。（豊中市内は同じ教科書を使用しています）

豊中市以外の市町村へ引越し

豊中市内で引越し

* 転居日の2週間前から
届出可能

* 引越し完了後 転居当日
から15日以内に届出

豊中市役所・市民課または庄内出張所、新千里出張所で転出届を出します

市役所が発行
「転出証明書」と「転退学通知書」

市役所が発行
「転退学通知書」と「転入学通知書」

発行された「転退学通知書」をお持ちの上、学校にお越しください。
本校で「在学証明書」と「教科書証明書」を作成しお渡しします。

転出先市役所で転入の手続き
「転出証明書」を提出
「転入学通知書」を受け取る

「転入学通知書」と本校からお渡しした「在学証明書」、「教科書証明書」を転出先の
学校に提出してください。